

令和7年度

堺市立庭代台小学校いじめ防止対策基本方針

1. いじめに対する基本認識

いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期解決が重要」との姿勢のもと、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組むものとする。

また、いじめ対応チェックシートを活用し、積極的ないじめ認知に努める。

2. 未然防止に向けて

○いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題を克服していくためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点は何よりも重要である。児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

○学校の教育活動全体をとおして、自他のよさや可能性を認め、お互いの人格を尊重し合える態度や社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことができるよう、人権教育の充実を図り、豊かな人権感覚を育む取組を推進する。また、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心を醸成する。

○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。加えて、いじめの問題に対する取組の重要性について市民全体に認識を広め、学校関係者と市、地域、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

3. 早期発見に向けて

- いじめの早期発見は、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付く力を高めることが大切である。このため、いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、また児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- いじめの早期発見のため、学校や教育委員会では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。また、保護者が子どもの小さな変化を見逃さないよう家庭におけるコミュニケーションを図る取組の啓発や、地域との連携を進める。

【いじめアンケート調査の実施】

各学期ごとに「いじめアンケート調査」として、本校独自の「こころアンケート調査」を実施する。さらに、いじめ問題が生じたときには、必要に応じて、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

【生徒指導情報交換会の実施】

月1回、生徒指導の情報交換会を実施する。各学年担任、支援担任より情報交換を行い、教職員全員で児童理解を図る。早期発見、未然防止に努め、チームで課題に向けて対応する。

4. 早期解決に向けて

- 学校がいじめを発見・認知した場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。
- 教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処について、教育委員会作成の教職員向けのガイドラインや校内研修等をとおして、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておく。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(iシステムに記入し、教職員全体で共通理解を図る。)

- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家等が参加しながら対応する。

また、いじめ問題への対応として、「いじめ」をテーマにした校内研修を夏季研修等で可能な限り実施する。

※重大事態の認知後、迅速に下記の対応を取り徹底した調査に努め、調査結果について保護者や教育委員会へ報告する。

- ・加害児童・被害児童・関係児童に対し、事実確認を個別で行う。（学年学級担任や生徒指導いじめ問題担当、生徒指導主任、教務、教頭が対応）
- ・保護者連絡は電話でなく直接会って行うようにする。また、情報は子どもからではなく、学校が先に伝えるようにする。
- ・生徒指導いじめ問題担当が中心となり、当該学級（必要に応じて全学年・学校）児童へアンケート調査を実施し、必要に応じて個別に事実確認を行う。
- ・校長は教育委員会へ逐次報告し、指導助言を受ける。

5. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、4年生を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。さらに、ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに南堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. いじめ防止対策における留意事項

- (1)簡単に「けんか」や「ふざけ合い」と判断せず、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断すること
- (2)いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3)いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4)いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。(傍観者への対応)
- (5)いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)
- (6)学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえ、改善に取り組むこと。
- (7)教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。
- (8) いじめに係る行為が3ヶ月間起きておらず、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2点を被害児童及び保護者に確認する。その2つの要件を満たすことを以って、いじめの解消とすること。